【当座勘定規定（一般用）】

新	旧
第１条　（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	**第１条　（当座勘定への受入れ）** （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
（２）～（４）（略）	（２）～（４）（略）
第２条～第６条（略）	**第２条～第６条**（略）
第７条　（手形、小切手等の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	**第７条　（手形、小切手等の支払）** （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
（２）～（４）（略）	（２）～（４）（略）
第８条　（手形、小切手用紙） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。但し、２０２６年９月３０日までに振り出してください。	**第８条　（手形、小切手用紙）** （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ２０２６年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。	（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
（３）～（７）（略）	（３）～（７）（略）
第９条　（支払の範囲） （１）（略）	**第９条　（支払の範囲）** （１）（略）
（２）呈示された手形、小切手は、呈示日の１５時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により１５時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。	＜追記＞
（３）手形、小切手の金額の一部支払はしません。	（２）手形、小切手の金額の一部支払はしません。
第 10 条～第 16 条（略）	**第 10 条～第 16 条**（略）
第 17 条　（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受	**第 17 条　（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）** （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受

ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
（２）（略）	（２）（略）
第 18 条　（線引小切手の取扱い）	**第 18 条　（線引小切手の取扱い）**
（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
（２）（略）	（２）（略）
第 19 条～第 27 条（略）	**第 19 条～第 27 条**（略）
第 28 条　（休眠預金規定）	**第 28 条　（休眠預金規定）**
（１）休眠預金等活用法に係る異動事由 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ①（略） ②　手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③～⑤（略）	（１）休眠預金等活用法に係る異動事由 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ①（略） ②　手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③～⑤（略）
（２）～（３）（略）	（２）～（３）（略）
第 29 条（略）	**第 29 条**（略）
以上	以上
【約束手形用法】	**【約束手形用法】**
１．～２．（略）	１．～２．（略）
３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

＜以下、省略＞ ４．～８．（略） 以上 **【為替手形用法】** １．～３．（略） ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 ５．～10.（略） 以上 **【小切手用法】** １．（略） ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ３．～８．（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	＜以下、省略＞ ４．～８．（略） 以上 **【為替手形用法】** １．～３．（略） ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ５．～10.（略） 以上 **【小切手用法】** １．（略） ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ３．～８．（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

【普通預金・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定】

新	旧
【注】（略） **１．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）～（５）（略） **２．～13.**（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	【注】（略） **１．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （２）～（５）（略） **２．～13.**（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

【通知預金規定】

新	旧
１．（略） **２．（証券類の受入れ）** （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）（略） **３．～12.**（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	１．（略） **２．（証券類の受入れ）** （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （２）（略） **３．～12.**（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

【定期預金等共通規定】

新	旧
【注】（略） **１．（証券類の受入れ）** （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）（略） **２．～９．**（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	【注】（略） **１．（証券類の受入れ）** （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （２）（略） **２．～９．**（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

【定期積金規定】

新	旧
１．（略） **２．（証券類の受入れ）** （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）（略） **３．～15.**（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	１．（略） **２．（証券類の受入れ）** （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 （２）（略） **３．～15.**（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

【夜間金庫規定】

新	旧
１．（略） **２．（利用方法）** （１）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、夜間金庫専用の入金帳および通帳等とともに当金庫所定のカバン（以下「カバン」といいます。）に入れ、そのカバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 なお、入金票には氏名・口座番号・入金額・その他必要事項を記入してください。 （２）（略） ３．～９．（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	１．（略） **２．（利用方法）** （１）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、夜間金庫専用の入金帳および通帳等とともに当金庫所定のカバン（以下「カバン」といいます。）に入れ、そのカバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名・口座番号・入金額･その他必要事項を記入してください。 （２）（略） ３．～９．（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

【無利息型普通預金規定】

新	旧
１．（略） **２．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下 、「証券類」といいます。）を受入れできます。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）～（５）（略） ３．～14.（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	１．（略） **２．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下 、「証券類」といいます。）を受入れできます。 （２）～（５）（略） ３．～14.（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在